

令和 2年10月21日

長崎県北松浦郡佐々町長 古庄 剛

変更契約の内容に関する事項の公表について

下記のとおり変更契約を行いましたので、その内容を公表します。

記

工 事 名	令和2年度 令和元年度繰越 佐々中学校トイレ改修工事
工 事 場 所	長崎県北松浦郡佐々町本田原免111番地
工 事 概 要	和式トイレの洋式化改修 他
請 負 業 者	長崎県北松浦郡佐々町本田原免73-9 株式会社山龍佐々本社 取締役 向井 信次
変 更 内 容	別紙に記載のとおり
変 更 理 由	設計変更に対応するため契約変更を行うもの。
変 更 契 約 日	令和 2年10月21日
変 更 前 契 約 額	27,299,800円 (内消費税額 2,481,800円)
変 更 額	増 2,695,000円 (内消費税額 245,000円)
変 更 後 契 約 額	29,994,800円 (内消費税額 2,726,800円)
変 更 前 工 期	令和 2年 7月20日 令和 2年10月30日 103日間
変 更 後 工 期	令和 2年 7月20日 令和 2年11月16日 120日間
そ の 他	第 1 回変更

別紙

- ・ A棟内壁は改修対象外としていたが、調査の結果、タイルの浮きが各所に見受けられたため、塗装改修を追加するもの。
- ・ B・C棟の内壁も改修対象外としていたが、調査の結果、ジュラク塗の浮きが各所に見られたため、塗装改修を追加するもの。
- ・ A・B棟の天井撤去について、アスベスト建材撤去で計上していたが、アスベスト含有ではなかったため、撤去費用の減額を行うもの。
- ・ 上記の工事費増大により、A棟1階職員トイレ・多目的トイレの天井部照明設備の取り止めを行うもの。